

区分	項目	確認事項
転職	Q1-1 転職する予定がありますか？	※申請日から令和5年度内に転職の可能性のある場合は「未定」を選択してください。 ※育児休業からの転職は「就労内定」扱いの指数となります。
	<input type="checkbox"/> ない	
	<input type="checkbox"/> ある → Q1-2 転職先は決まっていますか？	<input type="checkbox"/> はい → 新旧両方の就労証明書(内定証明書)をご提出ください。未提出の場合は「求職中」扱いとなります。 <input type="checkbox"/> いいえ → 入園希望月の就労確認ができないため、「求職中」扱いとなります。
	<input type="checkbox"/> 未定 → Q1-3 転職する場合、「退職日」と「就労開始日」を1日も空けずに就労を開始することができますか？	<input type="checkbox"/> はい → 転職が決まった場合は新職「就労開始日」の月末までに「退職日を証明する書類」と「新しい就労証明書」を提出してください。提出書類により選考上問題ないと確認できなかった場合は、いかなる理由があったとしても、入所決定の取り消しまたは退園となります。 <input type="checkbox"/> いいえ → 入園希望月の就労確認ができないため、「求職中」扱いとなります。 <input type="checkbox"/> 不明 → 入園希望月の就労確認ができないため、「求職中」扱いとなります。
雇用内容変更 外勤・自営・内職	Q2 就労証明書に記載された就労内容(就労日数・時間数)に変更はありますか？	※変更の理由が育児短時間制度の利用である場合は「変更無」を選択してください。
	<input type="checkbox"/> 変更無	
	<input type="checkbox"/> 増える → 就労証明書のNo.15欄に記載が必要となります。 証明書を求めた際に、就労証明書通りの就労が確認できなかった場合、いかなる理由があったとしてもその月中で退園となります。	
	<input type="checkbox"/> 減る → 就労証明書のNo.15欄に記載が必要となります。 雇用契約の内容と実際の就労時間に差異がある場合、以下に、確実に就労できる時間数等を申告してください(会社にも要確認)。 <b>【日数】月 日、または週 日 【時間数(休憩含む)】月 時間 または1日 時間</b> 証明書を求めた際に、就労証明書通りの就労が確認できなかった場合、いかなる理由があったとしてもその月中で退園となります。	
育児短時間	Q3 入園月以降、育児短時間制度を利用する予定がありますか？	
	<input type="checkbox"/> いいえ	
	<input type="checkbox"/> はい → 育児短時間制度利用後の就労時間が1か月48時間未満の場合は保育の要件として認められません。 復職後提出する証明書にて就労時間が48時間未満だった場合はいかなる理由があったとしてもその月中で退園となります。	
	Q4 就労証明書に記載された3か月の就労実績は育児短時間制度を利用している実績ですか？	<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい → 就労証明書のNo.15欄に記載が必要となります。 育児短時間制度を利用しているにも関わらず、記載がない場合や実績が不足している場合は、指数が下がることがあります。
契約変更	Q5 就労証明書に記載された3か月の就労実績内で雇用契約の変更はありましたか？	<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい → 就労証明書のNo.15欄に記載が必要となります。
	就労実績	Q6 就労証明書に記載された就労実績は、少なくとも1か月が「6 就労日数」「7 就労時間」に記載された時間数・日数以上となっていますか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ → 就労証明書の備考欄に会社記載の「実績が少ない期間・理由」が必要となります。記載がない場合は指数が下がることがあります。
就労内定	Q7 決定している内定先が記載する内定証明書(就労証明書)を添付していますか？	<input type="checkbox"/> はい → 就労証明書上に記載された雇用内容(就労日数・時間・給与)以上の就労を当該内定先で入園月中に開始してください。 証明書を求めた際に、就労証明書通りの就労が確認できなかった場合、いかなる理由があったとしてもその月中で退園となります。 <input type="checkbox"/> いいえ → 入園希望月の就労確認ができないため、「求職中」扱いとなります。
	就学	Q8 現在、就学していますか？
期間		Q9 卒業予定日又は修了予定日を記載してください。 <b>令和 年 月 日</b> 就学による認定期間は卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日までとなります。
		提出する書類の記載内容及び上記チェック事項について、間違いがないことを確認しています。 また、記入されたとおりにならなかった場合、入所が取消または退所(実施解除)となったとしても異議はありません。  <b>令和 年 月 日 保護者氏名(自署)</b>

対象	項目	確認事項	
女性	妊娠している方の保育要件	Q10 現在妊娠中ですか？	
		<input type="checkbox"/> いいえ	妊娠がわかった場合は、すみやかに保育課にご連絡ください。また、母子手帳写しをご提出ください。
		<input type="checkbox"/> はい→	出産予定日を教えてください。( 年 月 日 ) 下記の確認事項をよく読み、該当する項目1つにチェックをしてください。チェックをつけた項目の指数で選考を行います。
		<input type="checkbox"/> 出産→	下の子の出産を理由に上の子を預けることができます。ただし、申請をすることができるのは出産予定月・産前2か月・産後2か月の計5か月間です。(多胎の場合は産後9か月まで) 出産を理由に利用決定した場合、出産予定月の2か月(多胎児出産は9か月)後の月末で必ず退所となります。 再度入所を希望する場合は、希望する月の申請をしていただき、再選考となります。その結果入所できない場合もありますので、ご承知おきください。 例：4月入所において、5月出産予定で入所決定した。 →7月末日で退所。8月以降入所希望の場合は再度申請が必要(必ず入所できるわけではありません)。
		<input type="checkbox"/> 就労・就労内定→	<b>入園月中に就労を開始し、提出した就労証明書上に記載された雇用内容(就労日数・時間)以上の就労を1か月以上することが条件です。できていなかった場合はいかなる理由があつたとしてもその月中で退園となります。</b> 例：4月入所において、1か月160時間以上の契約内容で入所決定したが、6月ごろから産休に入る予定。 →入所後に160時間以上就労したことがわかる給与明細や就労証明書の提出が必要。 確認できない場合はその月中で退園。  例：4月入所において、1か月160時間以上の契約内容で入所決定したが、2月出産予定で産後休暇を取得する予定。 →入所後、4月中に1か月160時間以上の契約内容で復職することが必要。復職できない場合はその月中で退園。
		<input type="checkbox"/> 求職活動→	<b>入所後3か月以内に最低基準(月48時間)以上の就労を開始し、提出した就労証明書上に記載された雇用内容(就労日数・時間)以上の就労を1か月以上することが条件です。</b> <b>最低基準(月48時間)以上の就労ができていなかった場合はいかなる理由があつたとしてもその月中で退園となります。最低基準を満たさずに出産に伴った休職・退職や産休を取得することはできません。</b>
<input type="checkbox"/> 復職しない転園→	下の子の産休・育児休業を取得したまま上の子の転園の申請をすることができます(復職する必要はありません)。ただし産休・育児休業を取得する保護者の実施基準指数は6点となります。		
<input type="checkbox"/> 疾病・介護他→	入所月中に要件が満たされていることが条件です。		